

第7回大阪府人権施策推進審議会インターネット上の人権侵害解消推進部会 議事録概要

○委員

それでは議事を進行してまいります。委員の皆様におかれましては、円滑な議事進行にご協力をお願いいたします。

まず議題1の「条例に基づくインターネット上の人権侵害解消推進事業」について、事務局からご説明をお願いいたします。

議題1 条例に基づくインターネット上の人権侵害解消推進事業

○事務局

議題1についてご説明します。現代社会において、スマートフォンやSNSは私たちの生活に欠かせないものとなっております。しかし、その便利な道具が時として人を傷つけることがあります。インターネット上での誹謗中傷や差別的な書き込みは、著名人が自死に追い込まれるなど、極めて深刻な社会問題となっております。大阪府におきましても、こうした状況を重く受け止め、インターネット上の人権侵害を決して許さない社会の実現に向けて、さまざまな取組みを進めております。

資料1をご覧ください。大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例に基づき、府民の誰もが被害者にも加害者にもならないよう、大きく3つの事業を柱として総合的に取組みを推進しています。

まず1つ目は、不当な差別的言動に係る侵害情報への対応です。条例第12条に基づき、プラットフォーム事業者等への削除要請を実施するとともに、削除要請を実施しても投稿等が削除されない場合には、条例第13条に基づき、発信者等に対して説示・助言を実施するものです。

2つ目は、被害者だけでなく行為者等にも相談支援を行うため、インターネット上の人権侵害に関する専用相談窓口であるネットハーモニーを開設し、相談支援を実施しています。

3つ目は、インターネットリテラシーの向上や府民への啓発を行うため、SNSを活用したターゲティング広告、電車内広告、学校や企業等への出前事業を実施しました。加えて、これまで大規模商業施設へのステッカー貼付やサイネージ放映なども実施してまいりました。また、府の施策の検証等に関するご意見をいただくため当部会を設置しており、主に削除要請・説示・助言の基本的な考え方である指針についてご意見をいただいていたところでございます。

2ページをご覧ください。2ページ以降は、事業の詳細についてまとめております。まず1つ目は、「プラットフォーム事業者等への削除要請」と「発信者等への説示・助言」の実施状況についてです。

大阪府では、「インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」第12条に基づき、不当な差別的言動であること、かつ侵害情報であることが明らかであり、

必要と認められるときは、国への通報又はプラットフォーム事業者に対する削除要請を行うことができるとしています。

今年度は、国へ通報した 9 件のうち、プラットフォーム事業者への削除要請を 8 件実施いたしました。これらはすべて、不当な差別的言動である「いわゆる同和地区の識別情報の摘示に関する事案」でした。

また、削除要請や通報を行ってもなお削除されず、かつ発信者の特定が可能であり、必要であると認めるときは、条例第 13 条に基づき説示・助言を行うことができるとしています。

なお、令和 3 年度については、掲示板に基づくコメントに削除要請をした結果、削除要請件数が増加いたしました。

3 ページをご覧ください。2 つ目の事業として、相談支援についてご説明いたします。インターネット上で誹謗中傷や人権侵害に直面したとき、多くの被害者の方は、「悪質な情報をどうやって削除すればいいのか」「相手を特定するための開示請求はどうやるのか」といった専門知識の不足に直面します。また、深く傷つき、誰にも言えずに一人で悩みを抱え込んでしまうケースも少なくありません。

大阪府では、インターネット上のトラブルに関する専門相談窓口「ネットハーモニー」を設置・運営しています。予算額は 2,637 万 4 千円です。事業内容は、インターネット上のトラブルに関する専門相談窓口の開設、弁護士等の専門家への相談体制の構築、ホームページの開設・運営の 3 点です。

ネットハーモニーの効果的・効率的な手法については、次の 3 点です。

1 点目は「LINE による相談」です。電話や面談、メールに加え、若い世代を中心に誰もが日常的に使っている LINE を活用することで、相談のハードルを大きく下げています。

2 点目は「利用しやすい時間帯での相談対応」です。16 時から 22 時までの時間帯に、土日を含む週 6 日体制で相談窓口を開設しています。

3 点目は「弁護士等への相談」です。被害者を対象とした弁護士による司法手続き等の助言や、精神保健福祉士等の専門家による相談を提供できる体制を整備しています。

4 ページをご覧ください。ネットハーモニーの相談件数は年々増加しています。令和 5 年度の開設初期の新規受付は 150 件、延べ受付は 314 件でしたが、令和 6 年度には新規 393 件、延べ 599 件となり、さらに令和 7 年度には新規受付が 628 件、延べ受付件数は 1,005 件でした。

5 ページをご覧ください。令和 7 年度の実績です。相談内容を分析すると、年代別では不明が最も多いものの、10 代・20 代の若い世代から高齢層に至るまで、全世代から幅広く相談が寄せられており、特に 10 代・20 代が多い傾向です。相談手法としては SNS 経由が半数を超えています。また、相談者の 8 割近くは「被害者」からの相談ですが、一方で 1 割程度は「加害者」からの不安に関する相談も寄せられています。

6 ページをご覧ください。実際の事例として、まず誹謗中傷に関する被害者からの相談については、プラットフォーム上で誹謗中傷を受けており、投稿を削除したいという相談に対

し、権利侵害が疑われる投稿への対応として、情報流通プラットフォーム対処法に基づく削除要請窓口の案内を行っています。たとえ違反該当性の判断が難しい場合であっても、プラットフォーム事業者には一定期間内の対応が求められているため、削除要請を通じてプラットフォーム側の判断を確認するよう助言しています。また、同法の対象外となる場合には、相談者に対し、当該サイトの利用規約やガイドライン等を確認し、実施可能な対応策を相談者と一緒に検討できるよう助言するとともに、他機関の紹介や弁護士との連携を進める対応も行っています。

誹謗中傷に関する加害者からの相談については、インターネット上の匿名掲示板にあるスポーツ選手への投稿に不安を感じている方に対し、投稿の一般的なリスクを伝えるとともに、削除要請方法について助言等を行っています。また、実際に相手が法的な措置を取った場合には真摯に対応するよう指導的な声掛けを行っています。

差別に関する事例としては、「以前住んでいた同和地区を写し、誹謗中傷する内容をYouTubeに投稿されている」という相談に対して、該当URLの提供を受け、同和地区の識別情報の摘示に関わる不当な差別的言動として情報共有があり、削除要請を行っています。

ネットハーモニーでは、相談内容により相談者を弁護士等の専門家につなぎ、専門家相談を実施しており、これまで13件の弁護士相談を実施しました。主な相談内容は以下のとおりでした。

- ・電話番号情報の口コミサイトに相談者の番号が掲載され、誹謗中傷するような内容が書き込まれていて削除要請したいという相談に対し、削除請求のための法的説明とともに、権利侵害の態様と根拠を明記し、削除依頼を行うよう提案しました。

- ・元交際相手から個人情報や性的な虚偽の内容等がさらされているので、やめさせたいという相談に対し、発信者情報開示請求、削除請求手続きについて説明するとともに、証拠保全の必要性とその方法についても助言しました。

- ・相談者の本名や顔写真、LINEのやり取りなどを無断でXに掲載するとともに、誹謗中傷を投稿しているので、法的に対応したいという相談に対し、対応方針を提示した上で、法的手続きについて説明しました。

8ページをご覧ください。3点目は教育・啓発についてです。インターネット上の誹謗中傷や差別的な書き込みは、著名人の自死の原因となるなど大きな社会問題となっており、国において情報流通プラットフォーム対処法が制定されるなど、取組みが進められました。大阪府においても国に対して関係法令の改正提案や法務局への削除要請など、さまざまな取組みを行っているところですが、インターネットを利用したSNS等への誹謗中傷などの書き込みは現在も行われており、投稿者に対し、引き続き啓発を行っていく必要があると考えております。ここでは、教育・啓発事業の内容と実績についてご説明いたします。

まず、「ターゲティング広告」です。誹謗中傷や差別に関するキーワードをSNS等で投稿・検索した利用者に対し、画面上に注意喚起メッセージを表示し、府の啓発ページへ誘導する仕組みです。今年度は6月から翌年3月まで、X、Yahoo! JAPAN、Googleの3つの媒体を活

用し展開しています。ターゲティング広告については、2025 年度は X、YouTube、LINE で実施し、6,110 回のクリック数となりました。今年度は 3,935 回のクリック数となりました。

2 つ目は電車内広告です。2 月の「インターネット上の人権侵害解消推進月間」の実施に合わせて、府内主要路線の車内ビジョン広告等を活用し、啓発を呼びかける動画を放映していきます。昨年度は、2 月の月間の実施にあわせて 1 週間程度、JR 西日本の WEST ビジョンにおいて放映するとともに、2 週間程度、TOHO シネマズ梅田においても放映しました。

3 つ目は出前講座です。府の職員が学校や企業へ直接赴き、講義やワークショップを行うものです。昨年度は、企業向け 3 回、小・中・高・専門学校等に対して 46 回、教職員向け等に 9 回実施しました。今年度は、企業向け 1 回に加え、学校向けに 41 回、教職員や保護者会向けに 5 回の、年間計 47 回の出前講座を計画しています。

出前講座については、誹謗中傷防止講座として講義型とオンデマンド型を用意するとともに、「インターネット上のコミュニケーション」「インターネット上のものの見方・捉え方」と題したワークショップも用意しております。

4 つ目はその他です。昨年度は、府内全小・中・高校生約 88 万人にネットハーモニーカードを配布し、ネットハーモニーの周知を行いました。

また、包括連携協定等を活用し、大規模商業施設や大学等へのステッカーやポスター掲示を行い、周知・啓発を実施するとともに、今年度は 4 月に大学に協力いただき、デジタルサイネージの放映を実施しました。事務局からの説明は以上です。

○委員

どうもありがとうございました。委員の先生方、ただいま事務局からの説明について、ご質問がありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。少しお考えになる時間も必要かと思いますので、簡単なところで私から質問させていただけますでしょうか。資料 1 の 2 ページ目のこれまでの実績について、事前説明をいただいた際は令和 3 年度が多いことに着目していたのですが、今年度、令和 7 年度は国への通報が 9 件ということで、8 月末時点では通年より少ないのは当然ですけれども、随分今年は少ないなという感じがいたします。年度末に増えるなどの傾向があるのでしょうか。

○事務局

どのように削除要請を進めているかといいますと、差別事象への対応につきましては、府民からの通報であったり、市町村からの通報をいただき、その情報をもとに不当な差別的言動かどうかを判断して、大阪府の方で国への通報をしたり、削除要請をしたりしています。

令和 7 年度は、たまたまこのような数字になっているということで、今後この数字が増えていく可能性も十分あります。通報のあった数と連動してくる数になります。引き続き、削除要請、説示・助言が必要な場合に判断できるよう、準備を行っていきたいと考えております。

○委員

どうもありがとうございます。先生方、いかがでしょうか。何かご質問ございませんでしょうか。お願いいたします。

○委員

私からは2点、質問させていただきたいと思います。

1点目ですけれども、資料の4枚目です。過去3年度分の相談件数が記載されているものになります。これを拝見いたしますと、年々増加しているのは一目瞭然ですけれども、新規受付件数と延べ受付件数ということで分けられているということは、おそらく複数回、同じ方が質問や相談をされるのかなと思っております。だんだん延べ受付件数が新規に比べて相対的に減っているかなと思うのですが、いろいろなケースがあると思うものの、2回もしくは1回ぐらいで相談内容が完結して満足して終わられるのか、それとも複数回繰り返して相談される方の満足度や、解決にどれだけ件数を割いたかがわかるのかなと思ってます。変化や傾向があるのか、少し教えていただきたい、というのが1点目の質問です。

2点目は、5ページの上から4つ目です。侵害の種別のうち、誹謗中傷は素人の方でも我々でも判断が難しいので、分けるのが難しいと思いますが、「その他」が299件となっており、割合としては多いかなと思いました。具体的にどのようなものが侵害種別の「その他」に含まれているのか、以上、よろしくお願いいたします。

○委員

それでは事務局から1点目、2点目についてお答えいただけますでしょうか。

○事務局

まず1点目の延べ件数と新規受付件数の傾向というところでございますが、このあたりの分析は精緻には行っておりません。どういう傾向があるのかということは、分析をしていきたいと考えております。中断という件数が非常に多い傾向があり、例えば相談があったときに途中でつながらなくなる件数があり、満足されて終わったのかどうかはわからず、課題としておりますので、満足度の考え方については整理をしていきたいと考えております。

2つ目の侵害種別の内訳ですが、令和7年度の年次統計分析報告書の26ページに「その他」の内訳として、「迷惑メール」「情報セキュリティ」「ショッピング取引トラブル」「架空請求」等が多いということになっております。また、「その他」の中の「その他」として、例えばネット上のなりすまし、つきまとい、脅迫、アカウントの乗っ取りなど、インターネット上以外の専門相談窓口という建て付けですので、そのような分類をしております。

○委員

ありがとうございます。2点目についてはよくわかりました。1点目につきましては、例

えば相談を受けられた方のシートに、相談継続中や解決済みの項目を設けられると、少し動きが見えるのかなと思ったりもしました。よくわかりました。ありがとうございます。

○事務局

いただいたご意見をもとに、どのように情報を集めていくのか、収集していくのかについて検討していきたいと思います。ありがとうございます。

○委員

それでは他の委員の先生方、いかがでしょうか。お願いいたします。

○委員

資料の2ページ目ですが、発信者等への説示・助言ということで、プラットフォームの方に削除要請をしたけれども応答がなく、発信拡散者が明らかな場合に説示・助言という行政指導を行っているということでしたが、昨年度3件のアカウントに対し25件が閲覧不能となったということで、効果があるのだと思います。差し支えなければ、具体的にどういう事例で発信拡散者が明らかだったのか、また説示・助言の具体的な方法について、まず教えていただければと思います。

もう1点が相談支援の関係で、主な相談の受け方がSNSで一番突出して507件と多いのですが、SNSでの相談の受け方というのはどの方法なのか、ダイレクトメッセージ等を受けて中で応答していく方法なのか、その辺を具体的にどうされているのか教えていただければと思います。以上です。

○委員

では、事務局、以上の点につきましてご説明をお願いいたします。

○事務局

事務局よりご説明いたします。まず、説示・助言でございますが、昨年度3件のアカウントに対して、結果として25件の閲覧不能となった件でございます。これはすべて同和地区の摘示情報でございました。特に閲覧不能となった件数が多かったのはXによる投稿で、1アカウントで多数のコメントが説示・助言の対象となり、かなりの件数が閲覧不能になったという結果でございます。残りの2アカウントにつきましては、動画の投稿に関して説示・助言を行ったもので、一部の投稿で閲覧不能となりました。コンタクトにつきましては、Xのダイレクトメッセージを活用し、直接行為者に対して説示・助言を行っております。

2つ目の手法別のSNSについては、LINEで受付をしております。

○委員

それでは、何かご質問はございますか。

○委員

よろしくお願いします。

まず3ページの事業内容についての説明で、言葉の話なんですけど、①の専門相談窓口の開設というところに「インターネット上のトラブルに関する相談を幅広く受付」と書いてあります。ここだけの記載なら何をしているか分かるので問題ないと思うのですが、一般の方が見ると、この記載だと誹謗中傷以外の相談も受けている、受けてもよいという受け取りになるのかなと思います。一般的なところにこういう記述があると、その他の相談が増えるのかなというのがまず1点です。

2点目は、8ページの事業内容の中の電車内広告なんですけど、広告はいろいろなところで打てると思うのですが、電車内広告を選んだ理由があればお聞きしたいと思いました。映画館は、スマホを持っていないのでちゃんと広告を見ると思うのですが、電車に乗っている方を見ると、多くの方がスマホを見ていて、車内ビジョンをどのくらいの方が見ているのか気になったので、電車内広告を選んだ理由があれば教えていただきたいと思います。以上です。

○委員

ご説明いただけますでしょうか。

○事務局

1点目の相談支援の事業内容のところににつきまして、記載によって門戸を広げているような誤解を招くのではないかとのご指摘でしたけれども、本来、届くべき方に効率的・効果的に届くような文言を考えてまいりたいと思います。

2点目の電車内広告の選定理由につきまして、ご指摘のとおり、スマートフォンなどを利用している中でビジョンに目を向けない方がいらっしゃるのではないかとのことですが、そのような側面はあるかと思えます。

一方で、時間帯によっては、我々が選定している大阪環状線は朝の時間帯など混雑することもあり、スマートフォンを出さずに上の方を見るしかないような状況が多々ございますので、そういったところで期待できることとして、多くの人が見られるうえ、時間帯によってはしっかり視線を集めることもできるということから選定していたところです。

○委員

ありがとうございます。では、よろしくおねがいします。

○委員

先ほど委員の方からご指摘のあった「インターネット上のトラブルに関する相談を幅広く受付」の部分ですけれども、私は今の状態でいいかなと思っています。

その理由としては、基本的にインターネット上のトラブルに関して、誹謗中傷なのか差別的言動に関する被害なのかというところを、被害者の方が自らこれに該当するものなのか否かをわざわざ判断していただく必要はないかなと思っています。

もともと、インターネット上のトラブルに関する相談窓口が府民・市民の中であまり明確にないというところがあり、いわゆる消費生活相談のように、とりあえず相談窓口を設けて適切な窓口につなぐという手続きの窓口でもいいのではないかと、もともとの根底にあると理解しています。

現状としては、「その他」に該当するような相談が多く集まったとしても、なりすましの様な被害というのは実質的には人格権侵害の一端を担うような場合もありますし、自分の名前を使って勝手にひどい書き込みをされている、あるいは自分とは属性的につながないけれども、アカウントを取られたことによって友達等に迷惑をかけてしまうのではないかと、相談なども広く受け付けてよいのではないかと思います。その中で権利侵害としてアドバイスができるものと、そうではない一般的なものを中で分別すればよいのではないかと理解しています。

○事務局

ありがとうございます。一般府民の方が何かお困りであれば、まずはネットハーモニーに第一義的に広く相談を受け付けております。

一方で、インターネット相談窓口と書かれていながら、現状としてそれ以外の人権侵害も多いというのも確かですので、このような文言で周知してきましたが、今後、周知の在り方をどう変えていくのかということも含めて、議題 2 でも検討させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○委員

ありがとうございます。このネットハーモニーを選ぶとき、選定委員を務めておりまして、ネットハーモニーを運営しているのは大阪府人権協会さんなんですね。評価された一つのポイントとして、必ずしも人権侵害という絞り方をせず、一般の方がすくい上げられる形でプレゼンテーションされたという記憶がございます。少なくとも選定の際にはそこが評価されたので、その点を踏襲されてきたという面が反映されているのだと思います。

ただ、事務局からもご説明があったとおり、この形で継続しているのか、それとも方向転換をした方がよいのかという点も含めて、この後ご議論いただければと考えます。以上でございます。議題 1 に関しましては、これでよろしいでしょうか。

議題 2 今後の取組みに向けての意見交換

○委員

次に議題 2 の意見交換に入りたいと思います。議題 2 について事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局

資料 2 をご覧ください。「今後の取組みに向けて」についてご説明いたします。インターネット上での人権侵害は極めて深刻な問題となる中で、国におきましては、令和 7 年度に情報流通プラットフォーム対処法、通称「情プラ法」が施行されております。この法律の施行によって、削除対応の迅速化、運用状況の透明化が進み、ひいてはインターネット上の人権侵害の解消が一層進むものと大きな期待を寄せております。一方で、制度が導入されるだけですべての問題が解決するわけではないとも考えております。

今後、情プラ法に基づく取組みが真に実効性のあるものとなるよう、インターネット専用相談窓口であるネットハーモニーや、府民・市町村から受けた相談や通報を収集・蓄積してきた事例や課題を分析し、その結果を踏まえて国に対して必要な制度の見直しや改善を求めていく必要があります。

また、情報の分析結果を大阪府・市町村にフィードバックし、削除要請等に活用し、相談支援の充実、教育・啓発への活用にフィードバックすることができるものと考えています。ひいては、府民に情プラ法の手続きの円滑化・迅速化、相談窓口の認知・利用促進、インターネットリテラシーの向上につながり、最終的にインターネット上の人権侵害の解消につながると考えております。このような考え方のもとで、見えてきた課題についてご意見を広くいただきたいと考えております。

2 ページをご覧ください。今後の取組みに向けて、検討例を挙げております。もちろん検討例以外でも結構ですので、ご自由にご意見をいただければと思います。

まず、情報の収集・蓄積・分析でございます。相談対応結果に関するフォローアップが必要であると考えておりますが、現状できておりません。フォローアップの実施にあたりまして、例えば府独自の報告フォームの作成・運用を検討したいと考えております。フォローアップの過程で、総務省が委託している違法・有害情報相談センターにおいて、プラットフォームの履行状況に関する報告フォームがありますので、こちらへの誘導ができないかということも考えております。

また、情報の収集・蓄積というところで、そもそもどういった情報を収集したらよいのかということで、検討例としては、削除要請や発信者情報開示請求の成功例・失敗例が考えられますが、その他に何かあればご意見をお願いいたします。

情報分析の視点・着眼点としましては、例えば情プラ法が遵守されているかどうか、それから条例による削除要請事項が各プラットフォーム事業者のポリシー違反に当たるかが考えられます。条例では、同和地区の摘示に関する情報やヘイトスピーチを削除要請事

項としておりますが、これが各社のポリシー違反のどこに当たるのかということが分析の着眼点になるのではないかと考えます。

各プラットフォーム事業者の削除要請への対応状況について、例えば同和地区の摘示に関する情報を削除要請しても、あるプラットフォーム事業者では削除される一方で、別のプラットフォーム事業者では実現しないといった濃淡があるのではないかと考えられます。このあたりの対応状況を分析すべきではないか。

さらに、大規模プラットフォーム事業者と中小プラットフォーム事業者の対応の違いということで、総務省が指定している大規模プラットフォーム事業者にはさまざまな義務が課されていますが、一方で中小プラットフォーム事業者については、若干対応が異なるのではないかと考えられます。この点も分析の視点になると考えております。

2つ目は、「被害者にも加害者にもならないための周知啓発」です。情報の分析によって、教育・啓発への活用、インターネットリテラシーの向上にもつながるのではないかと考えており、課題があると考えております。

例えばネットハーモニーの周知について、一般の府民の方々に対しては、まず困ったことがあったらネットハーモニーに相談してくださいということを第一義的に周知していくとして、どの年代にどういう形でターゲットを絞って周知していくべきか。

一方で、周知する内容にもつながりますが、まず一般府民の方々に対しては「まずネットハーモニーというところがありますよ。困ったことがあったら、ここにまず連絡してください」ということですが、周知する内容によっては、例えばネットハーモニーの報告書にもあるとおり、「本来なら、こういう情報があったら、もっと大阪府民を救えたのにな」という情報が事前にあるのではないかと思います。例えば、発信者情報開示請求をした後、3か月から6か月ぐらいするとログが消えてしまうので、できるだけ早く手を打ってほしかった、あるいは証拠保全のやり方で、日付があれば証拠になったのに、日付がなかったので結果として証拠にならなかったなど、相談事業を通じて「もっとこうした方がよかった」という情報もあることがわかっております。

このような情報を、まず一般府民の方に伝えるというよりも、例えば学校の先生や地域のキーマンとなる方々に、ネットハーモニーの周知以上の情報を詳しくお伝えした方が、効果的にインターネット上の人権侵害の解消につながるのではないかと考えております。こうした観点で、ご意見をいただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。以上でございます。

○委員

ご説明ありがとうございます。ただいまの事務局からの説明について、委員の先生方、ご質問・ご意見がございましたらお願いいたします。先生方にお考えいただいている間に、先ほどの周知のところで議題1のところでも少し話題になりましたけれども、この点と関連付けてお聞きしたいのですが、電車内広告について何か相談件数が増えるなど、そういう形

での効果検証は何か行われていますでしょうか。

○事務局

相談窓口の方で、相談経路を伺うというのも、状況的に逼迫した中でお伺いするのが難しいという現状もあり、具体的に、どういうチラシを見たとか、この広告を見たから相談に来ましたというような情報収集自体が難航しているところでございます。

電車広告がどれだけ相談件数に寄与したかについては、我々も把握しかねているところでございます。これは今後検討していく課題の一つかなと思っております。

○委員

ありがとうございます。確かに、検証は非常に難しいなと私自身も考えます。検証のために負担をかけるというのも本末転倒な部分も出てくると思いますので、できる範囲で結構かと思うのですが、何かしら今後の政策を打っていく、変えていくにあたっては、ベンチマークになるようなデータは残しておく必要があるかなというふうには考えます。

私も大阪府人権協会さんの講演には割と行くのですが、その場で少し世間話的に伺うと、人権協会さんの方では、肌感覚として交通広告が出た時に相談が増えることがあるというお話をされていたので伺いました。なかなか統計データに取りまとめて効果を示すことは難しいかと思うのですが、行ったときに少し相談件数が上がるなど、間接的なエビデンスにしかないかもしれませんが、そのあたりも含めてご検討いただければと考えました。それでは先生方、それぞれお考えがまとまったところかなと思いますが、いかがでしょうか。お願いいたします。

○委員

議論に関連してですけれども、相談を受けるときに相談経路がどうだったのかという話題をなかなか出すのは難しいという話は納得したのですが、大阪弁護士会のいわゆる法律相談窓口の中では、基本的に最初の申し込みの段階で相談経路を書いていたと思います。

今回のネットハーモニーの取組みは電話や SNS でのやり取りなので、そこを最初に聞くのは難しいのかなとは思いますが、電話は難しいかもしれませんが、SNS やメールでの相談等に関しては、一応、相談が終わった段階でフォローアップの一環として、アンケートへの回答 URL だけを送って、専用フォームで、今回の相談によって問題が解決したのかどうかや相談内容はどうだったのかなど、改善点を利用者の方から聞けるような仕組みを作ってもよいのではないかと思います。

その過程で、ネットハーモニーへのアクセスに一番結びついているのかという検証も、SNS・メールに限った話になってしまうとすべてのチャンネルの利用者の意見ではないかもしれませんが、何か情報収集できる方向になるのではないかと思います。以上です。

○委員

ありがとうございました。

○委員

私からは、ネットハーモニーの周知について今話題に上っておりましたので、意見というか感想というか、若干述べさせていただきたいと思います。

まず、私もネットハーモニーについて十分な知識がなかったものですから、いろいろ調べてみたところ、自治体のホームページでネットハーモニーについて触れている自治体と、全く触れていない自治体がありました。少なくとも大阪府下の市区町村については、ネットハーモニーにリンクが貼られるような形で協力していただけるとよいのではないかと思います。

2つ目は、年次統計分析報告書を見ますと、どんな経路で入ってきたのかとか、紹介機関がどこだったのかとか、ある程度見えてくると感じております。その上で、特に最近、ネットトラブルというと若年層の方が十分知識がなくという文脈で語られることが多いと思いますので、生成 AI に相談する方も最近若い人で増えてきています。私もチャットボットに聞いてみたところ、ネットハーモニーというのが「大阪 人権侵害」と検索するとすぐ出てきましたので、そういうところから入ってくる方も今後増えるのではないかと感じた次第です。

もう一つは、ステッカーやポスターの貼付について、学校ですので、生徒さんに加えて保護者の方にも目につくような形で何か展開できるとよいかなと思いました。例えば保健室だとか、文化祭や運動会など、生徒さん以外の方が来られるところで、何か PR できるのではないかと感じました。

○委員

どうもありがとうございます。何かございますでしょうか。

○委員

まずフォローアップや情報収集についてです。実績を見ると、年代や状況が不明というものがかなりの割合を占めていますので、これが明確になるように、例えば相談をする前にフォームで自分の属性などを簡単に入れられる仕組みがあると、実績や情報収集としてデータが生きてくるのかなと感じました。

利用者にアンケートを取ることも大事だと思いますし、データが集まるとクロス集計なども可能になると思います。例えば、この SNS ならこの年代でこの相談が多いというような傾向がわかると、相談する前にホームページ上で啓発や注意喚起ができると思うので、データを集めることが大事なのかなと思います。

そして、ネットハーモニーの周知では、ホームページの情報をもっと拡充させるとよいと

思います。例えば、フローチャートなどを掲載するとよいのかなと思います。

また、子どもたちに関しては、学校現場でよく聞くのですが、被害に遭っている子が被害に遭っていることを自覚していないという状況があります。誰かがその被害に気づいて先生に言ってくれたから分かったというケースが今とても多いです。情報を持っている子たちが、その子を救ってあげられるような仕組みがあるとよいのかなと思っています。以上です。

○委員

ありがとうございます。委員のご意見に関して、何か事務局からありますか。

○事務局

もし、可能な範囲内で結構ですので、教えていただきたいことがございます。一般財団法人インターネット協会の方で、こういった相談をメールで収集されているかと思うのですが、参考にさせていただきたいのは、カテゴリーの「不明」が非常に多いことが課題です。協会で相談を受けるときに、何か工夫されていることや、誰でも入力してもらいやすくする工夫などがあれば、簡単に教えていただけないでしょうか。

○委員

当時はメールしかなく、フォームは使っていなかったのですが、「件名、年齢、属性などを書いて相談してください」と相談メールの例文をホームページに公開していました。

○事務局

ありがとうございます。事前にそのように示しながら行くと、不明件数も減るのかなと思います。そのあたりも検討していきたいと思います。ありがとうございます。

○委員

ありがとうございます。今の点に関して、私からも申し上げたいのですが、データ収集は非常に重要だと私も思っています。自身の研究の中でも、調査で計量データを取ることをメインにしております。

ただ、この場合に研究のための調査と違うのは、相談者がそうしたことを訊ねられるのをハードルとを感じる可能性があるという点だと思います。このネットハーモニー事業の場合、LINE 相談で非常に大きいのは、若い人にとって相談のハードルをかなり下げる効果があるということです。メールを一つ書くのにも、若い人の場合はハードルを感じるというところがあります。

例えば、事前に自分のことを簡単であっても知らせなければいけないとなると、実際の相談率を下げる懸念も一方ではあるかと思っています。その点との兼ね合いを、インターネット協

会さんではどういうふうに見込まれているのか。あるいは他にも、人権侵害の相談ではなくとも、例えば自殺・自傷など、若者に非常に増えている問題について、LINE 相談や SNS 相談窓口が一部広がりつつあるようです。その場合にも、どういう人からの相談なのかというデータを取っていくことは非常に重要である一方で、それを事前に行うと相談のハードルを上げるという、同じジレンマに直面するかと思います。

そのジレンマに、どう対処しているかについては、そうした先行事例などからも情報が得られるかなと思いますので、ネット・SNS を窓口にした相談を広く見渡して先行事例を収集してみたいかがかというのが私からの意見です。それでは、他にも論点があるかと思いますが、先生方いかがでしょうか。これまでの点に関してさらに、ということでももちろん結構です。お願いします。

○委員

資料 2 の「今後の取組みに向けて」というペーパーを見ながらいろいろ考えておったのですが、情プラ法に基づく削除要請をしたときに、実際に情プラ法が遵守されて対応されているかどうかというところの分析は、なかなか難しいと思います。自分が受けている事案の範囲ではわかりますし、弁護士の間でも特定のプラットフォームは対応が遅いよねという雑談のような話がありますが、それを分析していくのはかなり難しいのかなと思っています。

国は基本的にプラットフォーム事業者との間でやりとりをしているのでしょうけれども、府としてもプラットフォーム事業者との間で、削除要請だけではなく、プラットフォーム事業者側の発信者情報開示請求についても一般化されていますし、東京地裁保全係は開示請求だけでもパンクしているという状態です。プラットフォーム事業者側もその開示請求に対する対応にパンクしている状態で、プラットフォーム事業者の悩みを、府としてどういう部分で問題意識を持っているのか、ポリシー違反の問題もさっき議論に出ていましたけれども、こういったところも削除ポリシーの中に加えるべきではないかといった意見を出したり、行政として府民から相談を受け、誹謗中傷や権利侵害が個人の人権として問題であるというところの意見交換をしていってもいいのではないかと思います。

外国企業による大規模プラットフォームは多いですが、日本国内に窓口を持っている、あるいは日本国内の事業会社を持っているところもありますから、そこを一緒に協議することを、府単独でも、国に働きかけて共同でも進めていけばよいのかなと思います。

○委員

ありがとうございます。今の点に関して、何か事務局からございますか。特にありませんでしょうか。

○事務局

今お話がございましたプラットフォーム事業者との意見交換ですが、事業者に対して言

っていくという手段としては非常に有効なのかなと考えております。大阪府でも、プラットフォーム事業者に接触しようとしておりますが、特に外資系の企業にはなかなか応じてもらえないので、引き続き粘り強く打診しながら、意見交換の場を持ちたいと思っております。

○委員

はい、ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

○委員

まず 1 つ目ですけれども、先ほどフローチャートのようなものがもっとあったらわかりやすいのではないかというご意見が出たと思うのですが、私も全くそのとおりだと感じておりました。

大阪府がやっていること、それから情プラ法に基づいて国主導で行われること、そうしたさまざまな解決策や相談窓口も含めて、最初に相談者なのか、差別的なことを書かれている人がいるといった第三者の立場なのか、相談の声を上げたいという人もいますので、そういった「私はどういう立場なのか」というところから含めて、身近で相談できること、情プラ法に従ってこういうことができますというフローチャートを作っていただくと、ますます多くの方に届くのではないかと思います。

2 つ目は、情プラ法ができたけれどもまだまだ課題も多いということで、せっかく大阪府で集めた情報や相談内容を、少しでも国の立法改正につなげていきたいという意気込みは非常に良いことだと思います。

その意味で、聞き漏らしたかもしれないのですが、情プラ法ができて 1 年経ってみて、削除率が 6 月ごろに各大手から出されていて、X だけがずば抜けて低かったという結果が出ていたと思います。大阪府の方は、同和地区の摘示に関してというトピックだったからかもしれませんが、かなりの程度、Xの方が削除要請に応じたというご紹介があったかと思いますので、今後、何が誹謗中傷であるのかを事業者自身に判断させることは、事業者にとっても大変なところだと思います。

全体として傾向や線引きができるような参考になるものが作れていけばよいかなと感じました。よろしくお願いします。

○委員

ありがとうございます。それでは他に何かご意見等はございますでしょうか。では、私の方から、ネット上の人権問題に関しては、プラットフォーム事業者が非常に大きなステークホルダーだと思っています。これをどう巻き込んでいくかというのは、大手の場合、海外事情もあることが一つのハードルになって大変だと思いますが、何か連携に近いような事例ができれば、積極的に周知広報していったらどうかと思います。

確かにプラットフォーマー側としても、問題としては散々指摘されるのだけれども、どう

すればよいのかという悩みを抱えているところがあるかと思います。例えば国内大手のLINE ヤフーとの間で一つ連携事例のようなものでもできれば、それを積極的に公開していく、広報していくことが、他のプラットフォーム事業者へのある種のプレッシャーになるというのはあるかなと思います。

非協力的だということは公開しにくいとは思いますが、Xはなかなか協力的ではないということがはっきりとわかります。情プラ法の場合、それぞれデータは開示されているのですが、なかなか一見しただけではわかりにくい建て付けになっているので、そこは課題としてあるかなと思います。それを何かわかりやすい形で示していただけても、一つ意味があるのではないかと感じたところでございます。

○委員

ネットハーモニーのページを見ていて、「インターネットと人権」「ネットと人権を知る」というページはすごくよくできていて、情プラ法の新しい情報も載っているし素晴らしいと思うのですが、これをスマホで見た場合、スクロールが長いかなと感じました。

すごくよい情報が載っているのに、最後まで見てもらえなかったりするのとはとてももったいない気がします。いろいろな情報を載せること自体は大事ですし、伝えたいという気持ちはあると思うのですが、特に若い世代の方に、わかりやすく、できれば長くしすぎずに情報を載せることが、見てもらうためにも大事なのかなと感じました。

○委員

ありがとうございます。その点に関して、最近は本当にパソコンよりもスマホの方にネット利用の中心が移ってきています。私も全国調査データを時系列で追っていくと、だいたい2020年くらいから、全年齢層・全世代において、ネット利用はパソコンではなくスマホ中心になってきているということがあります。

考え方や方法、相談窓口にしても、スマホをデフォルトとして考えていく必要はあるかなと思っています。この点に関して、何か事務局からございますか。

○事務局

パソコンを前提に画面を作っているところでして、課題として感じております。今やスマホを前提とした周知啓発を行っていくという考え方は至極当然なことかなとも感じておりますので、こういった工夫ができるのか検討していきたいと思っております。ありがとうございます。

○委員

ありがとうございます。議論が少し広報周知に傾きすぎかなという気もしますので、例えば相談対応後のフォローアップについてであるとか、あるいは分析に関してこういうこと

をやってみた方がよいのではないかと、何かご意見、ご疑問等ございませんでしょうか。

○委員

事務局から示された資料のうち、大規模プラットフォームと中小プラットフォームの違いという点の一つ重要なと私も考えます。大規模プラットフォームに関しては情プラ法上の関わりがありますし、それに比べると中小プラットフォームはなかなか見えてきづらいところもあるかと思います。最近、ショート動画系の配信が若い世代を中心にネット利用の中心になりつつあるので、実際に誹謗中傷にしても差別的な事象にしても、そちらの方にかかなり移ってきているという話も出てきているかなと思います。YouTube に比べても見えづらいところがあるので、ここをモニタリングも含めてどう把握していくかは、今後課題として大きくなっていくかなと思います。この点、情報収集に関して、何か今お考えになっている点があるかどうかお伺いできればと思いますが、いかがでしょうか。

○事務局

情報収集の点ですが、府として考えていますのは、資料2の中の差別事象への対応ということで、府民・市町村からの通報が、府にとって一番の肝になるかなと考えています。まだ担当レベルを超えるものではないのですが、市町村との連携については、例えば大阪府としてこれまで削除要請を行ってきたのかというところを市町村と情報共有しながら、「このように削除要請をしたら成功してきた」ということを共有したいと考えています。逆に、そのような情報共有を通じて、市町村の方から「こういうことに困っている」という話もあり、お互いに、ではどうしたらよいのかというよい方向につながるのではないかと考えております。

先ほどお話のあったショート動画については、確かに最近増えておりまして、特にYouTube や TikTok のショート動画に関する削除要請は、肌感覚では増えていると感じております。そのような事例をお互いに共有しながら、何かプラスになるようなことにつなげていきたいと考えておりますので、そういった研修を通じて連携して進めていきたいと思っております。

○委員

ありがとうございます。具体的な業者名を出してはいけないと思うので、今まであったような TikTok などは、割と名前を知られていると思うのですが、一般にはほとんど知られていないようなライブ配信系のところでも、差別的なものや誹謗中傷系のものが拡散しつつあるという話を聞いています。

実は中小の事業者の場合、それが問題だという意識自体が非常に希薄ではないかという話も聞いたことがあるので、啓発や広報の対象として、大手の方は明らかに問題だという認識を持つと思うのですが、中小プラットフォームに対しての広報啓発のアプローチも必要

なのかもしれないなと思いました。

実際に、誹謗中傷にしても差別的な事象にしても、そちらの方にかなり移ってきているという話が出てきているかなと思います。YouTube と比べても見えづらいところがありますので、これは大阪府として限定されるものではございませんけれども、そういう時代なのだろうという気がいたしました。それでは他にいかがでしょうか。

○事務局

事務局から先生にお伺いしたいと思うのですが、よろしいでしょうか。ネットハーモニーの情報の蓄積・分析というところで、我々もネットハーモニーを開設して3年が経とうとしているところで、一定かなり事例が積み上がってきたところもございます。今後、この事例を啓発などにつなげていかなければならないという思いもあり、例えば事例集のようなものを作成して市町村と共有することで、市町村の窓口の対応力向上につなげたりすることもあるのではないかと考えております。また、それを一般に公開することで、被害の未然防止や啓発につなげることもできるのではないかと考えております。

ただ、被害の状況をリアルに伝えることは被害の未然防止につながる一方で、あまり詳細にしすぎると逆に相談者の特定につながりかねないという悩みがあります。

被害者個人の特定につながらないような形で、情報を効果的に発信していくにはどのようにすればよいのか、どういう観点でアプローチが考えられるのか、ご助言をいただければと思います。

○委員

それでは今の点に関しまして、先生方いかがでしょうか。実務的な点だと思いますが、例えば委員、何かアドバイスやご示唆はございますでしょうか。

○委員

インターネット協会でも事例紹介をすることもあるのですが、先ほど出たとおり、個人の特定につながるので、そのまますべてというわけではなく、例えば事例で何が大事なのか、何を問題としているのかを考えて、性別や年齢、使っているサービスなどを少し変えたりしています。そのまま使うよりは、ある程度加工して、そのことを文言に加えるとよいと思います。この事例はそのままのものではなく、一部変更していますという記載も入れて、事例紹介をしていました。

○委員

ありがとうございます。それに対して、さらにございますか。

○事務局

ありがとうございます。そのままだと特定につながるので、一部フィクションを加えるこ

とで特定につながらないようにするということですね。やはり工夫が一つ必要だということ
とでよろしいでしょうか。

○委員

より丁寧にするのであれば、相談される方に事前に「事例を加工して、紹介することがあるかもしれない」といったアナウンスをして、事前承認していただくようにするとよりよいかなと思います。

○委員

ありがとうございます。この点に関して、お願いします。

○委員

答えになっているかわからないのですが、まずその事例集を何のために作るのかという
ところが出発点かなと思っています。結局、市町村等でネットハーモニーではなく直接相談
を受ける担当職員の方に向けて、どういったものがインターネット上の人権侵害、権利侵害
として相談が寄せられているのかを知っていただく。要するに、誹謗中傷だけではなく、な
りすまし事案など、誹謗中傷等と比べると人権侵害という意識が少なかったけれども、こ
ういった悩みを寄せている人がいるのだということを知っていただくというものと、ある
いは解決事例、つまり、こういうふうにプラットフォーム事業者の方に削除要請等をしたこ
とや、相談者の方にこういうふうに対応していただいたことによって解決したということ
を知っていただくというもので、何を目的にするのかによって、どこまで匿名化、抽象化
するのが変わるのかなと思います。抽象化しすぎて何の意味もなかったということにな
ってしまったらいけませんし、書き方はいろいろあるのかなと思います。一つ一つの事例に
かなりスポットを当てて書くというよりは、かなり抽象化して並べるとか、あるいは解決の
方法を中心に、事例そのものに関する相談内容はかなりぼかして整理するといったアプ
ローチもあるのかなと思いました。

○事務局

ありがとうございます。参考になるご意見をいただきましたので、今の意見も参考にして
いきたいと思っています。

○委員

ありがとうございます。今の委員の話に乗っかるような形になるのですが、周知・啓発一
般に、例えばデータ提供も含めて、何のために、誰に向けてというのが大きなポイントにな
るかなと思いました。

市民に向けて広く予防的にということであれば、「こういう事例があります」とできるだ

けコンパクトにまとめて、この場合にはこういう危険がありますということを、特定されない形で公表していく方向で考えるのが重要だと思います。

ただ、それぞれの自治体の市町村で、実際にそういう問題に当たられている人権担当の方や専門的な知識をお持ちの方に対しては、閉じた事例集ではなく、データベースでもよいと思います。こういう形で非常に複雑な対応を迫られ、それに対してこうするとこうなったというところや、閲覧したのが誰なのか、どこからなのか、いつなのかというのが特定できるような形であれば、それぞれの自治体職員の方にとっては目的にかなうのではないかと思います。

それに加えて少しお聞きしたいのですが、市町村の方に講演に行ったりする中で、インターネットの人権問題に関して、こういう教育的な取組みがされているということが意外に共有されていないと感ずることがあります。

それぞれの市町村間の連携というのか、人権問題に関するネットワークのようなものについて、例えば大阪府さんの方で何か取組みはなされているのでしょうか。インターネットに関しては非常に新しいところもありますし、人権問題としても、これまでのような形での人権侵害であれば十分にノウハウをご対応いただけても、そのところが連携の方もうまくいっていないのではないかという点が、私自身もあちこち回っているうちに気になってきましたので、この機会にお聞きできればと思っております。いかがでしょうか。

○事務局

ありがとうございます。大阪府でも、インターネット専門相談窓口ネットハーモニーのほかに、人権一般についての相談を広く受け付ける人権相談窓口を設けておりまして、通常、市町村にも人権相談窓口というのは設けられているものですので、市町村との連携はできているかなと思います。

一方で、インターネットの専門相談窓口であるネットハーモニーに関しては、そもそも市町村になかなかございませんので、連携の面では課題があり、進めていかなければならないとは思っております。

また、差別事象集約会議を定期的を開催しており、市町村で把握した差別事象を集約して共有する会議を年 2 回開催していますが、ネットも含めて差別事象が起こっているという事象の共有はできているものと思います。

○委員

はい、ありがとうございます。それぞれの市町村の人権所管課で、インターネットの人権侵害事象についての専門窓口を持っているところは、市町村レベルでは聞いたことがないのですが、悩みとしては非常に同じようなものを抱えているけれども、今ひとつうまく共有できていないという感触があります。

例えば、ネットを活用して、会議チャットツールや事例を蓄積するデータベース機能など

を使えば、情報共有や意見交換、連絡がしやすくなるのではないかと思います。例えば、新たにこういう事例が発生したときに「他はどう対応しているのだろう」と一言、それこそメイリングリスト等を作成してお互いにシェアできる、共有できる、連絡できるような仕組みが、技術的には十分可能ですが、制度的にはまだ用意できていないというところが一つの課題として全国的にもあるのではないかと思います。ご一考いただければと個人的には希望しております。

他に先生方、何かご意見等ございますでしょうか。他の論点でも結構です。お願いいたします。

○委員

先ほどから話題になっているネットハーモニーなんですけれども、開設されてから 3 年ということで、相談件数が倍々に増えてきている現状が見えているのですが、先ほどの資料 1 のところで、実際、スタッフの方の数がスーパーバイザー 1 名、一般相談員 1 名または 2 名、業務アドバイザー等と書かれていました。

この方たちで十分対応できているのかどうかという現状も含めて伺いたいということと、職種としてスーパーバイザーはかなり専門知識を持たれていると判断してよいのか。

また、情報収集のやり方やフォーマットなど、そういったところまで提案してくれる能力をお持ちの方なのか、少し今後の見通しも含めてお聞かせいただければと思います。よろしくをお願いいたします。

○委員

今の点に関しまして、いかがでしょうか。

○事務局

ありがとうございます。今ご質問いただきました人員体制についてですが、仕様書上は、過度に相談者様をお待たせすることなく運営できるような人員体制を、事業者のご判断の上で配置していただく形になっております。実態としては、2 名または 3 名というところが適切な人員配置というふうにご判断いただき、過度にお待たせすることなく回していただいているという状況でございます。また、このスーパーバイザーに関しましては、お見込みのとおり、インターネット上の人権侵害に関する高度な知見をお持ちの方で、かつ人権一般に関しても高度な知見をお持ちの方を、事業者の方で選定・選任していただいているものになっております。

○委員

ありがとうございます。相談件数に十分対応できているというご回答でしたので安心い

たしました。逆に、この方たちから何か大阪府さんの方に要望やご意見など、そういったものを定期的に意見交換したり、情報収集したりする機会も設けられているのでしょうか。

○事務局

毎月、定例報告会という形で運営状況等や連絡事項等に関しましては、密に事業者の方とも意見交換をしながら連携しており、実績なども勘案しながら、運営の方向を随時一緒に見ながら進めているところでございます。点検できていると考えております。

○委員

先ほどから少し話題になっておりましたが、もし市町村の方があまりノウハウや知識がなく困っているようなことがあれば、情報の共有ができるとういかなと思いました。ありがとうございました。

○委員

それでは、最後に言っておきたいということが先生方ございましたら、ぜひお願いいたします。では、お願いします。

○委員

あまり議論の関係はないかもしれませんが、情報プラットフォーム事業者の立場的なところだけ補足しておきますと、事業者にもよりますが、グローバルな事業者が懸念しているのは、年少者の SNS 利用をめぐる諸外国で規制が始まっていることです。

もともと日本国内においても、16 歳以上しか利用規約上 SNS 利用を認めていないとか、13 歳以上を利用条件にしている事業者もありますが、SNS 等による誹謗中傷の問題や、いわゆる思考誘導等の問題によって、それが表現活動の権利・自由と照らし合わせたときに、デメリットの方が多いのではないかという議論が諸外国でされていて、結果的に EU 諸国を中心に SNS の未成年者の利用を制限する動きが見られます。最初はオーストラリアだったかと思いますが、そうした動きがあります。

日本国内ではそうした議論は一部されていますが、国レベルで SNS を規制しようという議論にはなっていないので、あまり意識はないのですけれども、今後、情報流通が今後のインフラの中でメインとなる中で、そういったところに触れさせないというのは果たしてどうなのかという意見を私は持っています。

ただ、プラットフォーム事業者としても、そういった権利侵害的な情報流通が蔓延している状態は非常によくないと思っています。特に LINE ヤフーさんは、ヤフーコメント、ヤフーニュース等に関するコメント部分に関して、AI 等を使って、誹謗中傷的な書き込みについて事前に表現内容を改めてどうですかというようなサジェスチョンを投げるなど、いろいろな取組みをされていますので、そういった取組みはこれからプラットフォーム事業者

の方でも進んでいくでしょうし、問題意識を持っているのは行政だけではなく、プラットフォーム事業者の方も持っておられます。

そういうところで協働を図っていくことが必要なのではないかなと思っています。特定のプラットフォーム事業者の名前を出すのはよくないのですが、積極的ではない事業者もおられて、開示されている削除率等に関して、少し課題があるというところもあります。ただ、それはプラットフォーム事業者側も苦勞している部分でもあります。

例えば、一定の文字数しか入力できないプラットフォームに関しては、それがいわゆる誹謗中傷・名誉毀損というところが評価できるのかということ、かなり厳しい場合もあります。昔の電子掲示板で、縦読みすると誹謗中傷になるけれども、普通に読むとそうではないという場合に、裁判所に説得できるのかという問題と同じような問題が、特定のプラットフォームにはあります。

また、長尺の動画であれば明確な権利侵害的なものが入っているけれども、ショート動画ではすごくぼかして、これを果たして名誉毀損・誹謗中傷と言えるのかという問題があります。裁判例の集積などによって解決していくところなのでしょうけれども、そういった問題意識を市民・府民も持っていて、その対話がポリシーレベルで進み、プラットフォーム一側による自主的な削除を求めていくことの方が早いということになれば、より権利侵害投稿が減少していくのではないかと個人的にはと思っています。

裁判所へ訴えるというのは、できるだけ最後の手段になるというふうに思っています。以上です。

○委員

どうもありがとうございます。私も委員のご意見に賛成です。意見が出揃ったようですので、このあたりで議題2の意見交換を終了したいと思います。それでは、事務局にお返しいたします。

○事務局

委員の皆様、ご協力ありがとうございました。委員、議事進行どうもありがとうございました。本日の資料並びに議事概要は、後日、大阪府ホームページにて公開予定です。議事概要につきましては、公開に先立ち、委員の皆様に確認をいただきますので、よろしくお願いいたします。

これもちまして、第7回大阪府人権施策推進審議会インターネット上の人権侵害解消推進部会を終了いたします。皆様、貴重なお時間をいただきまして誠にありがとうございました。